

第 2 4 号議案

東京都台東区住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、専用端末機の廃止に伴い、住民基本台帳カードの利用の範囲等に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

東京都台東区住民基本台帳カード利用条例（平成15年6月台東区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

第3条各号列記以外の部分中「次のとおり」を「印鑑登録証明書の交付サービス」に改め、同条各号を削る。

第5条中「第3条各号」を「第3条」に改める。

付 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。